

# カナダ、漁業水域を延長

対日影響はあまりない見込み

カナダ政府は、十一月一日、先に決めた二百カイリ漁業専管水域の設定を、来年一月一日から実施する旨の布告を発表した。漁業水域の延長は資源保護が目的で、去る六月、マケツカン外務大臣（当時）は議会に対し「カナダにおける漁業資源の状況、漁民、水産業、そして沿岸漁村の状況から、この措置は絶対必要となった。もし今すぐこの措置が講じられないと、魚群は重要な商業資源として意味をもたないほど乱獲されてしまい、保護すべき漁業資源はなくなってしまうだろう」と説明している。つまり、カナダの立場は、沿岸国として二百カイリ内の生物資源を管理しつつ、カナダの漁民がじゅうぶん漁獲できるだけの資源を維持・確保する、そしてカナダの漁獲能力を越える分については、水域内での他国の漁獲を認める——ということである。

二百カイリ漁業専管水域は、進行中の海洋法会議でコンセンサスとなりつつあり、二国間交渉でも、ノルウェー、ポー

ランド、ソ連がカナダの二百カイリ水域設定を認める協定（スペイン、ポルトガルは暫定協定）に調印している。また、フランスとは一九七二年に協定が結ばれている。これらの協定がすべて発効すると、カナダ太平洋沿岸における外国漁船の漁獲のほとんど、大西洋沿岸二百カイリ水域における外国船漁獲の八八パーセントが協定の枠内に入ることになる。大西洋沿岸での外国船操業については、六月に開かれた北西大西洋漁業国際委員会（ICNAF）で、カナダ政府は一九七七年の暫定措置として、カナダの科学者が提案した漁獲量を同委員会加盟諸国（日本を含む）が受入れられるならば、カナダの必要分を越える漁獲の割当てをICNAFの規則に従って行ってもよいと提言した。この結果、大西洋沿岸水域における各国の漁獲量については、多国間協定で制限することが決まったわけである。

カナダ政府のねらいは、こうした二国間および多国間の協議を通じて、カナダ

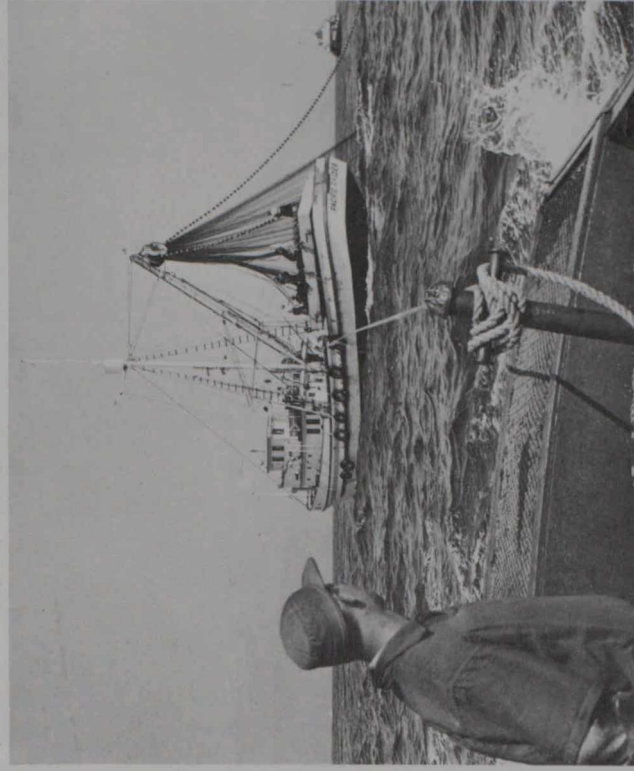
の二百カイリ漁業水域内で操業しようとする外国船を管理するための認可証発行などに関して同意を得、さらにできればカナダの二百カイリ水域を認める協定を結ぶことにあつた。相手国としては、延長水域内での漁業継続の許可を得、カナダが余剰資源と認める魚群の漁獲権を、協定によって確認することが目的であつた。

日本とは、昨年十一月にはじめての非公式協議がバンクー

バーで開かれ、カナダ側が二国間協定に対するカナダの一般的な立場を説明する一方、日本側が二百カイリ漁業専管水域の公式承認にはいろいろ問題があると述べた。

第二回目の協議は、今年十月、東京で開かれたが、この間すでに大西洋沿岸水域における漁獲レベルについて多国間交渉がまとまり、またカナダ政府は正式に漁業水域の二百カイリ延長を決定し、カナダ水域で操業するほとんどの国がカナダの決定を受け入れていた。

こうした状況から、カナダ側としては日本が二国間協定に調印することを期待していた。しかし、この二回目の協議では太平洋沿岸水域における許容漁獲量と操業許可の方法を中心に話し合い、二国間



▲太平洋沿岸で操業するカナダの漁船

協定の調印には至らなかった。

協議の結果、来年一年間は二国間協定がなくても、カナダ政府の許可証をもらえば、日本の漁船がカナダの太平洋・大西洋両沿岸二百カイリ水域内で、許容漁獲量内の漁獲ができるようになった。太平洋沿岸水域での具体的な魚種別許容漁獲量についても話合われたが、最終的結論ができるのは十二月になる見込み。

日本はカナダ水域で銀ダラ、メスケ（太平洋沿岸）、シシヤモ、イカ、マグロ（大西洋沿岸）などを漁獲しているが、その量は日本の年間漁獲量（一、〇七〇万トン）の〇・五パーセントにも満たない。したがって、もし許容漁獲量が削減されることがあっても、それほど影響があるとは思われない。

